障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和元年度上半期 (平成31年4月~令和元年9月末受付分)の相談件数等について

本県では、障害者差別解消法に先立ち施行している障害者条例の事例の蓄積や経験を活かし、 条例に基づく広域専門指導員等が市町村に対する助言等のバックアップ機能を果たしながら 必要に応じ市町村と協力しあい相談対応にあたっている。

1

県対応事案と市町村対応事案 ※どの主体が主に対応したかで計上。

県対応事案	市町村対応事案	合同対応事案	合計(県全体)
4 2	3 4	6	8 2

合同対応事案とは、事案をとおして以下のものを県と市町村で1回でも共同で行っている 場合のもの。

- ①差別をしたとされる相手方に対し何らかの働きかけ、もしくは周知・啓発活動を共同 して行った。
- ②共同で相談者から話を伺った。
- ③共同で第三者から話を伺った。

2 相談分野別件数

福祉サービス	2 6	建物・交通機関	8
医療	9	不動産の取引	1
商品・サービス	9	情報の提供等	1
労働者の雇用	8	その他	1 7
教 育	3	総合計	8 2

(注1)複数の分野にまたがる相談については、主訴となる相談分野でカウントした。

障害種別ごとの取扱件数 3

視覚障害	7	知的障害	1 4
聴覚障害	8	精神障害	2 6
言語等障害	0	発達障害	4
肢体不自由	17	高次脳機能障害	0
内部障害	2	その他	4
(身体障害合計)	(34)	総合計	8 2

(注) 重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千 葉	6	松戸	1 1	香 取	0	夷隅	2		
船橋	4	柏	6	海 匝	2	安 房	3		
習志野	7	野田	0	山 武	3	君津	3		
市川	19	印 旛	1 0	長 生	5	市原	1		
(注)事案	(注)事案を対応する圏域でカウントした。								

5 相談分野と障害種別との関係

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	身体小計	知的	精神	発達	高次脳	その他	計
福祉	1	3		2		(6)	6	12	2			26
医療	1	2		2		(5)		3			1	9
商・サ	1	2		2	1	(6)		2			1	9
雇用				3		(3)		15				8
教 育	1			1		(2)	1					3
建・交	1			3	1	(5)	ფ					8
不動産				1		(1)						1
情報						(0)			1			1
その他	2	1		3		(6)	4	4	1		2	17
合 計	7	8	0	17	2	(33)	14	26	4	0	4	82

6 相談者別取扱件数

障害者本人	5 2	相手方(行政機関)	0
障害者の家族	11	相手方(事業者)	0
障害者の関係者	1 6	広域専門指導員	0
相手方(個人)	0	その他	3
		総合計	8 2

7 相談分野と性別・年代別との関係

		福祉サ ービス		商品サービス	労働者	₹ V 🗃	建物交 通機関			その他	計
	9歳以下										0
	10代		2			2					4
	20代	1								1	2
	30代	1			2					1	4
B	40代	4			2					2	8
男	50代	6			1				1	1	9
	60代		2			1	1	1		1	6
	70代										
	80 代以上	1					1				2
	不明	2	1	2							5
	男計	1 5	5	2	5	3	2	1	1	6	4 0
	9歳以下	1									1
	10代										
	20代	1		1	1					1	4
	30代	1	1		1		1			2	6
女	40代	2	1	1			1			3	8
×	50代				1		1			1	3
	60代	2								1	3
	70代										
	80 代以上		1								1
	不明	3	1	3			2			2	1 1
	女計	10	4	5	3	0	5	0	0	10	3 7
性・	· 年齢不			1							1
明	*			'							
複数	 效名	1		1			1			1	4
	合計	26	9	9	8	3	8	1	1	17	8 2

※複数名の件数について

・事業所、商業施設、市民団体・自治会の活動における障害のある人への配慮の相談事例

8 差別をしたとされる相手側の詳細

	行政機関		事業者	その他	総計	
国 市町村 都道府県			尹未日	ての他	称卷百丁	
2	1 7	4	4 7	1 2	8 2	

9 相談態様別活動状況

地域活	動中	1 9 (23. 2%)
	(1) 相手方への調整 双方の事情を確認し、対応方針を検討しながら、相手方に対して何らかの 助言や調整を行ったもの(周知・啓発を含む)	3 O (36. 6%)
45	(2) 関係機関へ引継 相談者からの事情を聴取した上で、関係機関に以後の相談活動を引き継いだものや、相談者に適切な関係機関を紹介したもの(虐待疑いにより、 県権利擁護センター又は市町村虐待防止センターへ引き継いだもの含む)	1 6 (19.5%)
終結	(3) 情報提供・助言 相談者に対して、情報提供や助言を行ったもの	1 1 (13.4%)
	(4) 状況聴取 相談者や関係機関等から状況の聴取を行ったが、相談者の意向やケース の性格上、状況聴取にとどめたもの	5 (6. 1%)
	(5) その他	1 (1.2%)
	· 合 計	8 2

10 県障害者条例による周知活動状況

(1) 障害保健福祉圏域別

千 葉	5 4	松戸	3 5	香	取	7	夷	隅	2 6
船橋	5 1	柏	127	海	匝	1 5	安	房	2 7
習志野	123	野田	6 3	王	武	185	君	津	11
市川	8 4	印旛	9 1	長	生	3 2	市	原	1 7
							総合	計	948

(2) 周知先分野別

当事者•家族	11	交通機関	4 1	医療	166
県·市町村民	3 5	教育	2 1 1	福祉サービス	105
行 政	85	労働相談·支援	5	その他	3 6
司法	0	商品・サービス提供	253	総合計	9 4 8

障害者差別解消法及び障害者条例に基づく平成30年度の相談件数について (平成30年度受付分)

● 県内における差別に関する相談の受付状況(平成30年度受付分)

1 県対応事案と市町村対応事案

県対応事案	市町村対応事案	合同対応事案	合計 (県全体)
8 5	4 1	9	1 3 5

※どの主体が主に対応したかで計上。

合同事案とは、事案をとおして以下のものを県と市町村で1回でも共同で行っている場合のもの。

- ①差別をしたとされる相手方に対し何らかの働きかけ、もしくは周知・啓発活動を共同して行った。
- ②共同で相談者から話を伺った。
- ③共同で第三者から話を伺った。

2 相談分野別件数

福祉サービス	2 1	建物・交通機関	2 7
医療	1 8	不動産の取引	2
商品・サービス	1 5	情報の提供等	4
労働者の雇用	1 8	その他	2 1
教 育	9	総合計	1 3 5

- (注1) 複数の分野にまたがる相談については、主訴となる相談分野でカウント。
- (注2) 行政機関からの差別事案については、相談内容により「商品・サービス」もしくは「情報の提供等」分野で計上した。

3 障害種別ごとの取扱件数

視覚障害	9	知的障害	2 1
聴覚障害	1 3	精神障害	4 7
言語等障害	О	発達障害	1 2
肢体不自由	2 5	高次脳機能障害	1
内部障害	4	その他	5
(身体障害合計)	(51)	総合計	1 3 5

(注) 重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千 葉	2 2	松戸	1 6	香 取	1	夷隅	3
船橋	9	柏	1 0	海匝	1	安 房	8
習志野	6	野田	2	山 武	4	君津	1 4
市川	1 6	印 旛	6	長 生	7	市原	1 0
(注) 事案を対応する圏域でカウントした。					総合計	1 3 5	

5 差別をしたとされる相手側の詳細

行政機関			事業者	その他	総計
玉	市町村	都道府県	尹未日	-C V)11E	炒心 □
4	2 2	2	8 6	2 1	1 3 5

6 相談態様別活動状況(3月末現在)

地域沿	新 中	9 (6.7%)
	(1) 相手方への調整 双方の事情を確認し、対応方針を検討しながら、相手方に対 して何らかの助言や調整を行ったもの(周知・啓発を含む)	5 2 (38.5%)
	(2) 関係機関へ引継 相談者からの事情を聴取した上で、関係機関に以後の相談活動を引き継いだものや、相談者に適切な関係機関を紹介したもの(虐待疑いにより、県権利擁護センター又は市町村虐待防止センターへ引き継いだもの含む)	3 0 (22.2%)
終結	(3) 情報提供・助言 相談者に対して、情報提供や助言を行ったもの	2 7 (20.0%)
/!'H	(4) 状況聴取 相談者や関係機関等から状況の聴取を行ったが、相談者の意 向やケースの性格上、状況聴取にとどめたもの	1 5 (11.1%)
	(5) その他 相談対応としては終結したものの、差別をした側において今 後、研修を予定している場合	2 (1.5%)
	合 計	1 3 5 (100%)